



第408号

発行所
仙台市青葉区二日町12番6号
宮城県石油会館
TEL 022-265-1501
FAX 022-264-1072
宮城県石油商業協同組合
宮城県石油商業組合

理事会開催



宮城県石油商業協同組合・宮城県石油商業組合（佐藤義信理事長）では、去る7月21日（水）午前11時より宮城県石油会館に於いて、理事会を開催いたしました。

審議事項と結果は次の通りです。

1. 2021年度給油所社員招待イベントについて、新型コロナウイルス感染拡大防止により開催を中止し、予算額100万円を支部組合員数にて按分し、各支部へ交付することが承認されました。
 2. 2021年度特別支部強化費交付（案）について、2,000,000円を交付することが承認されました。
 3. 2021年度支部懇親会等実施概要（案）について、懇親会開催または感染症対策用品を購入した支部に補助予算額100万円の限度額を設け交付することが承認されました。
 4. 石油会館の修繕工事について、承認されました。
 5. 2021年度各会議予定スケジュールについて、承認されました。
 6. 組合組織機構について、承認されました。
 7. 組合脱退1社が承認されました。
 8. 2021年度満タン&灯油プラス1缶運動について、報告がなされました。
 9. 補助事業の利用状況について、報告がなされました。
 10. 組合幹旋の夏のお中元ハムギフトについて、協力要請がなされました。
 11. 厚労省より「職場における新型コロナウイルス感染症対策の徹底」について、説明がなされました。
 12. 最後に次回理事会の開催日程について説明がなされました。
- 議長は以上で閉会を宣し、全議案の審議を終了しました。

優秀組合表彰・組合役員功労者・優秀支部長表彰状伝達式開催

理事会に先立ち、全石連通常総会並びに東北支部通常総会に於いて表彰された方々へ表彰状伝達式が行われ、佐藤義信理事長より表彰状・記念品が授与されました。



全石連 優秀組合表彰 日下俊理事
(布川文哉部会長代理)



全石連 組合役員功労者表彰 小山圭太郎理事



全石連 組合役員功労者表彰 沼田長衛理事



全石連東北支部 優秀支部長表彰 高橋正樹理事



全石連東北支部 優秀支部長表彰 浅野裕志理事



全石連東北支部 優秀支部長表彰 佐藤永一理事

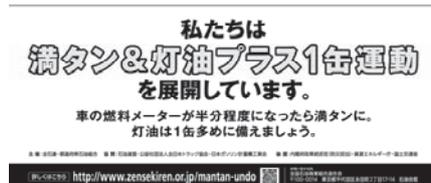
2021年「満タン&灯油プラス1缶運動」へのご協力をお願い

全石連と宮城県石油商業組合では、災害時に地域の皆様の安心を支えることを目的とした「満タン&灯油プラス1缶運動（満タン運動）」を、2021年度も組合員の皆様のご協力を得て展開いたします。

今年で5年目に入る「満タン運動」では、全国ネットでのテレビCM、WEBでのPR動画の配信などでSS店頭でのPR活動をサポートいたします。

組合員皆様のSSが、「満タン運動」の発信拠点となり、より多くのお客様、地域住民の皆様に満タン運動の目的・効果が認知され、日頃から実行されるよう、積極的なお取り組みをお願いいたします。

○9/1からSSでのポスター掲示 ○SS店頭での積極的な運動展開（来店客への声かけ）



《満タン運動PRツールについて》

1. お届けするPRツールについて

1 SSあたりポスター3枚を送付しますので、9/1からポスターをSSにご掲示願います。

ポスターは両面使用できる内容になっています。

2. テレビCMの放送について

9/1から1ヶ月間、「満タン運動」の30秒CMを羽鳥慎一モーニングショー等番組で14回放送しますので、ご覧ください。

テレビCMは、こちらでもご覧になれます。

⇒ <http://www.zensekiren.or.jp/mantan-undo>

3. 満タン運動PRホームページの開設

「満タン運動」の目的などを周知する為にお客様向けに開設しているホームページです。

ポスターに掲載された二次元バーコードからアクセスできます。組合員様で運営されているHPがございましたら、リンクを貼っていただき、周知に協力をいただければ幸いです。

⇒ <http://www.zensekiren.or.jp/mantan-undo>

4. チラシ、マニュアルの提供

お客様向けのチラシが下記のURLからダウンロードできますので、是非ご活用ください。

⇒ <http://www.zensekiren.or.jp/mantan-undo/staff>

5. WEBでのバナー広告の配信

9/1から10/31までの2ヶ月間、インターネットで「満タン運動」のバナー広告を配信します。

旧規格消火器は「2021年12月31日」まで交換が必要です!

消防法令に基づいて設置されている

旧規格消火器は 2021年12月31日 までに交換が必要です。



消防法令に基づいて消火器の設置が義務付けられている建物等で、2011年1月1日の規格省令改正により既に型式が失効している消火器を継続的に設置できるのは2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、型式が失効した消火器の設置は認められませんので、計画的な交換・リサイクルをお願いいたします。

2011年1月1日施行の省令改正により、消火器の規格が改正されました。これにより、旧形式の消火器は型式失効となり、旧形式の消火器を継続的に設置出来るのは、「2021年12月31日」までとなっております。2022年1月1日以降は、型式失効した旧形式の消火器の設置は認められません。

組合員の皆様におかれましては、SS・事務所内に設置している消火器の計画的な交換をお願いいたします。

なお、製造年が2012年以降のものは、旧規格消火器ではありません。製造年が2011年以前のものについて、下記のイラスト内容をご確認下さい。

適応火災マークを確認してください!



文字表示の消火器は、
交換が必要です。



絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



適応火災のマーク



適応火災のマークが文字で表示されている消火器や「設計標準使用期限」が記載されていない消火器は、型式失効した旧型式規格のものです。

点検基準改正により製造から10年を経過した消火器は、耐圧性能点検（水圧試験）または、交換が必要です。設置が義務づけられている建物（防火対象物）では、製造から10年を経過した消火器に対する耐圧性能点検（水圧試験）が義務付けられ、以降3年ごとの耐圧試験が必要です。

なお、消防法令等に基づいて設置が義務付けられている消火器については、耐圧性能点検を実施していても、旧規格消火器にあっては、2021年12月31日までに交換する必要があります。
※ガス系消火器（二酸化炭素消火器・ハロン消火器）についても、旧型式消火器は、「2021年12月31日」までの交換が必要です!